

令和8年度 配偶者暴力防止等民間活動助成事業

配偶者暴力(DV)の防止などの活動を支援します！

東京都では、配偶者暴力（DV）の防止などに関する民間団体の自主的な活動を支援するため、DV被害者支援などに係る【活動経費の助成（助成金交付事業）】を行っています。今回、追加募集を実施するので、皆様のご活用をお待ちしております！

締切：9月15日（火）

活動経費の助成(助成金交付事業)

民間団体が行うDV被害者支援、DV対策などに係る活動を支援するため、活動経費を助成します。

■ 概要

補助率：10/10以内

限度額：300万円

申請活動数：1申請者につき、2つの活動（下記☆印）まで申請可能
（助成事業審査委員会で審査の上、助成対象となる活動を選定し助成金額を決定します）

■ 助成対象となるのは、どんな活動？



①直接的なDV被害者支援

☆相談体制の整備（法律相談、カウンセリングの実施など）

☆被害者の安全な保護/被害者支援施設の安全対策、設備等の充実
（監視カメラ・警報装置の設置、防災用品・入所者生活用品の購入など）

☆被害者の自立支援（DV被害者への精神的ケアや自立支援など）

☆被害者への同行支援（行政機関、裁判所、法律事務所等への同行など）

②間接的なDV被害者支援

☆研修・人材育成の推進（相談員等の養成研修、マニュアルの作成など）

☆普及啓発/調査・研究成果発表（シンポジウム開催、啓発ツール作成など）

③複数団体で連携して行うDV被害者支援

☆連携により実施するDV被害者のニーズに応じたきめ細やかな支援

※連携団体間の各種調整を担う「代表団体」が申請を行うこと



過去の募集事業例

■ 過去の募集にはどんな事業があったの？



- 設備充実のための物品購入
- DV被害者支援に関連するワークショップの開催
- 同行支援事業
- 居場所提供事業
- 相談事業
- 人材育成事業
- エンパワメント事業

…など様々な事業の応募がございました。

●申請までの流れ

- (1) 下記URLもしくは二次元コードから募集案内をご確認ください。
- (2) 必要資料をご確認の上、ご記入ください。
- (3) 記入した必要資料をメールS1161208@section.metro.tokyo.jpまで送付してください。
- (4) 担当者が内容を確認後、連絡いたします。



★詳細（募集案内）及び「必要資料一式」は、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/twp/aid/grant-program>

申請書の提出期限：2026年 **9月15日（火）必着**

●事前相談をお勧めします！

事業内容は助成対象に含まれるのか、申請方法がわからない等のご相談は電話やオンラインで承ります。相談日時を調整いたしますので、下記までご連絡ください。

お問合せ先

東京ウィメンズプラザ事業調整担当 配偶者暴力防止等民間活動助成事業担当
所在地：〒150-0001 東京都渋谷区神宮前五丁目5 3 番 6 7 号
電 話：03-5467-1718
E-mail：S1161208@section.metro.tokyo.jp